

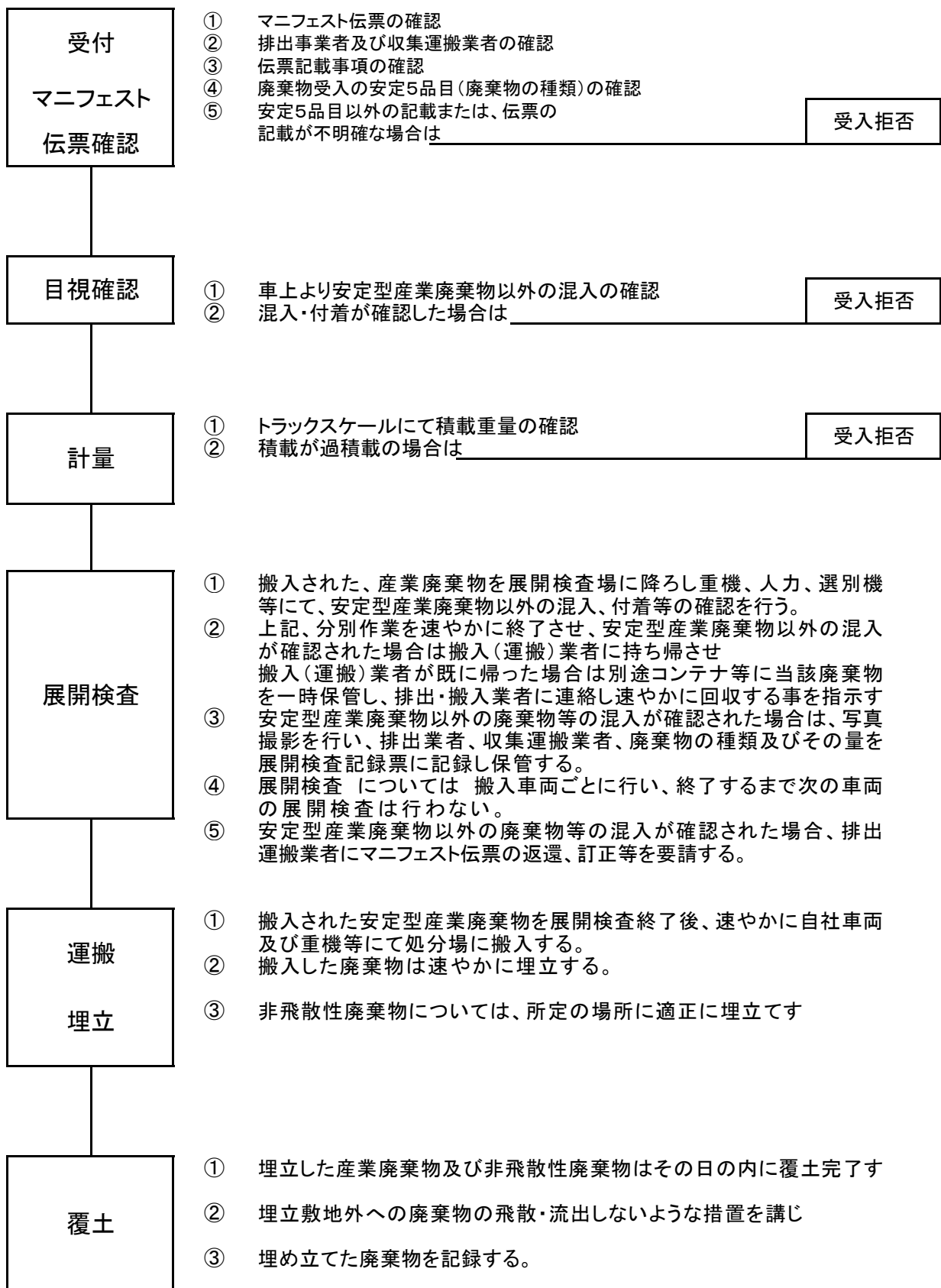
維 持 管 理 計 画 書

住 所	標津郡中標津町東32条北1丁目2番地
氏 名	道北解体 有限会社
設 置 場 所	標津郡中標津町共立3番21、共立3番22
処 理 能 力	8,567 m ² 46,351 m ³
許 可 番 号	環整 21-6 号

目 次

- 1 廃棄物受け入れから処分までの展開検査フロー図
及び展開検査の実施方法
- 2 施設操業時の維持管理マニュアル
- 3 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧について
- 4 災害防止及び災害発生時対応計画
- 5 埋立終了後の維持管理計画

1 廃棄物受け入れから処分までの展開検査フロー図



2 施設操業時の維持管理マニュアル

1 処分場施設等の維持管理

- ① 堰 堤
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し破損、沈下等の有無を目視により確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
損壊等の異常が認められた場合は速やかに補修を行う。
- ② 集水施設
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し破損、沈下、漏水、土砂流入等を目視により確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
損壊等の異常が認められた場合は速やかに補修を行う。
- ③ 囲い堀
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し破損の有無を目視にて確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
損壊等の異常が認められた場合は速やかに補修を行う。
- ④ 立札・標識
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し破損の有無を目視にて確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
損壊等の異常が認められた場合は速やかに補修を行う。
又、廃棄物の最終処分場の表示の看板標識は常に見やすい状態にする。
- ⑤ 門 扉
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し破損の有無及び施錠が正常に出来るか確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
損壊等の異常が認められた場合は速やかに補修を行う。
- ⑥ 消火器
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し消失、損壊、液漏れの有無を目視にて確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
消失等の異常が認められた場合は速やかに補充を行う。
- ⑦ 浸透水採取施設
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し損傷あるいは損壊のおそれがないかを目視にて確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
損傷または損壊のおそれがある場合は速やかに補修を行う。
- ⑧ 地下水採取施設
 - ・ 毎週、休日の翌日に定期的に点検し損傷あるいは損壊のおそれがないかを目視にて確認する。
地震、台風等の異常事態の直後には臨時的に点検を行う。
損傷または損壊のおそれがある場合は速やかに補修を行う。
- ⑨ 記 録
 - ・ 以上について、点検記録簿に記録する
また、異常が発生した場合は日時及び原因、状態、講じた措置等について記録する。

2 処分場の浸透水・地下水の水質検査について

処分場周辺への、環境生活に対する配慮から浸透水による周辺地下水への水質の影響の有無を判断するため処分場浸透水及び上流・下流の地下水の検査を実施する。

- ① 浸 透 水
- ・ 浸透水採取施設より、浸透水を採取し水質検査を行う。
検査頻度はBOD(生物化学的酸素要求量)
BOD 月 1回 実施
地下水等検査項目
23項目については年 1回 実施
基準値については BOD 20mg / L 以下
23項目 別紙参照
 - ・ 浸透水が次に掲げる場合には、速やかに処分場への廃棄物の搬入及び埋立を中止し、再度検査を実施し数値を比較して、基準に不適合となった原因の調査を行い、その原因を除去するか、必要な措置を講じる。
又、異常のないことを、確認するまで廃棄物の搬入及び埋立を中止する。
さらに、北海道(根室振興局)に報告する。
 - (1) 地下水等検査項目(23項目)水質検査の結果が基準値に適合しないとき。
 - (2) BODの水質検査の結果が 20mg / L を超えているとき。
- ② 地 下 水
上 流 ・ 下 流
- ・ 地下水採取施設(施設の上流・下流)より、地下水を採取し、水質検査を行う。
検査頻度は
地下水等検査項目
23項目については年 1回 実施
基準値については 別紙参照
 - ・ 地下水が次に掲げる場合には、速やかに処分場への廃棄物の搬入及び埋立を中止し、再度検査を実施し数値を比較して、基準に不適合となった原因の調査を行い、その原因を除去するか、必要な措置を講じ
又、異常のないことを、確認するまで廃棄物の搬入及び埋立を中止する。
さらに、北海道(根室振興局)に報告する。
 - (1) 地下水等検査項目(23項目)水質検査の結果が基準値に適合しないとき。
- ③ 記 録
- ・ 各水質検査の結果を水質検査記録簿に記録する、また、異常が発生した場合は日時及び原因、状態、講じた措置等について記録する。

3 処分場施設の生活環境の保全上の維持管理

処分場周辺への、環境生活に対する配慮から以下の事項について防止策を含めた維持管理を実施する。

- ① 飛散・流出
 - ・ 廃棄物が処分場の外部に飛散、流出しないように廃棄物埋め立て後、転圧締固め及び覆土を充分に実施し、覆土毎に点検する。
- ② 悪臭
 - ・ 埋立てる廃棄物の種類が安定5品目であり、悪臭の発生は無いと想定されるが、廃棄物搬入時には臭気発生源となる可能性がある廃棄物を処分場に搬入させないと共に覆土前に点検する。
- ③ 火災
 - ・ 廃棄物埋立後速やかに覆土する事で火災の発生を防止できるが、展開検査場に消化器を設置する。
- ④ 衛生害虫
 - ・ 廃棄物搬入時に、害虫の発生源となる、物質等が廃棄物に付着している廃棄物は搬入させない。
さらに、覆土前に確認し速やかに覆土する。
- ⑤ 騒音・振動
 - ・ 重機及び施設内機械の稼働は施設操業時間内とし、夜間の稼働は行わない。
施設操業時間（月曜日から土曜日まで）
（午前8時から午後6時まで）
但し年末・年始 お盆期間・5月連休期間等は休日（場内掲示）
又年度内1月から5月までは土曜日は休日
- ⑥ 運搬車両
 - ・ 廃棄物を搬入した、車両は展開検査場までの進入とする事で、車両への処分場内の廃棄物等の付着は無いと想定するが、車両の車体、タイヤ等に土砂や廃棄物が付着したまま公道へ、出るの防ぐために、事務所に於いて確認し、廃棄物等の付着が確認されたら、事務所に常備しているブラシ等にて除去した、後に退車させる。
ただし、雪解けなどの時期で公道の汚れが多い時期には清掃員を配置し清掃の保持に努める。
- ⑦ 雨水・排水
 - ・ 雨水の処理については、素掘側溝より管渠、集水枡を經由して放流する。
- ⑧ 記録
 - ・ 以上の事項について、各事項にて異常等が発生した場合講じた措置及び原因について点検記録簿に記録す

3 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧について

最終処分場は浸透水や騒音・運搬車両の通行等にて地域の生活環境に大きな影響を与える可能性があることから、その信頼性の向上を図るため、施設運営の維持管理の状況を記録し、生活環境の保全上利害を有する者の求めに応じてこれを閲覧させる。

1 維持・管理状況の記録について

- ① 廃棄物の処分した、種類・数量
 - ・ 毎月の処分した、廃棄物の種類及び数量を集計し、これを記録する。
毎年度末(3月末)には年間の廃棄物の処分の種類及び数量を集計し、処分場の残余数量についても記録する。
- ② 展開検査記録
 - ・ 毎日の展開検査の回数を集計しこれを記録する。
展開検査は搬入車両毎に行う。
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入・付着が確認されたら、受け入れを拒否すると共に、その廃棄物の搬入日付・種類・排出事業者・運搬業者・及び廃棄物の展開検査の写真を撮影し「展開記録検査票」に記録する。
- ③ 水質検査
 - ・ 浸透水のBOD(生物化学的酸素要求量)の水質検査は月1回行い、基準値をこえていないかの確認をする。
浸透水・地下水(上流・下流)の地下水等検査項目23項目の水質検査は年1回行い、基準値を超えていないか水質の悪化が認められないかを確認する。
水質検査のための、浸透水及び地下水を採取した場所・採取した年月日・結果判明日・検査結果を記録す
また、浸透水の水質検査の結果基準値を超えた場合はその原因の調査等、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日、措置の内容を記録する。
さらに地下水の水質検査の結果、水質の悪化、基準値に適合しない(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が確認された場合にはその原因の調査等、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日、措置の内容を記録する。
以上の検査記録を水質検査記録票に記録す
- ④ 施設点検記録
 - ・ 毎週、休日の翌日に施設の点検を実施する。
・ 点検日時・点検時間・点検区分・点検方法・点検箇所・点検結果を記録する。
また、施設の異常が確認された場合はその内容及び講じた措置日、措置内容を記録する。
以上の検査記録を施設点検記録票に記録する。
- ⑤ 記録票の保管
 - ・ 以上の記録票は施設廃止まですべて保存す

2 維持管理計画及び維持管理記録票の閲覧について

- ① 閲覧の方法
閲覧の場所
 - ・ 維持管理計画及び維持管理記録票は処分場事務所内に備え置き、閲覧に供する。
また、インターネット・当社ホームページに掲載し閲覧に供する。
- ② 記録の複写
 - ・ 処分場事務所にて閲覧を求められた場合に、記録の撮影や複写については、閲覧を求める者が持参した、カメラや携帯複写機を使用する場合はこれを認める。
- ③ 情報公開の日付
 - ・ 各月の維持管理記録票は翌月末までに記録公表する。
維持管理計画は変更がない限り。常時公表する。
- ④ 情報公開の期間
 - ・ 維持管理記録票は当該末日から3年間継続して公表する。

4 災害防止及び災害発生時対応計画

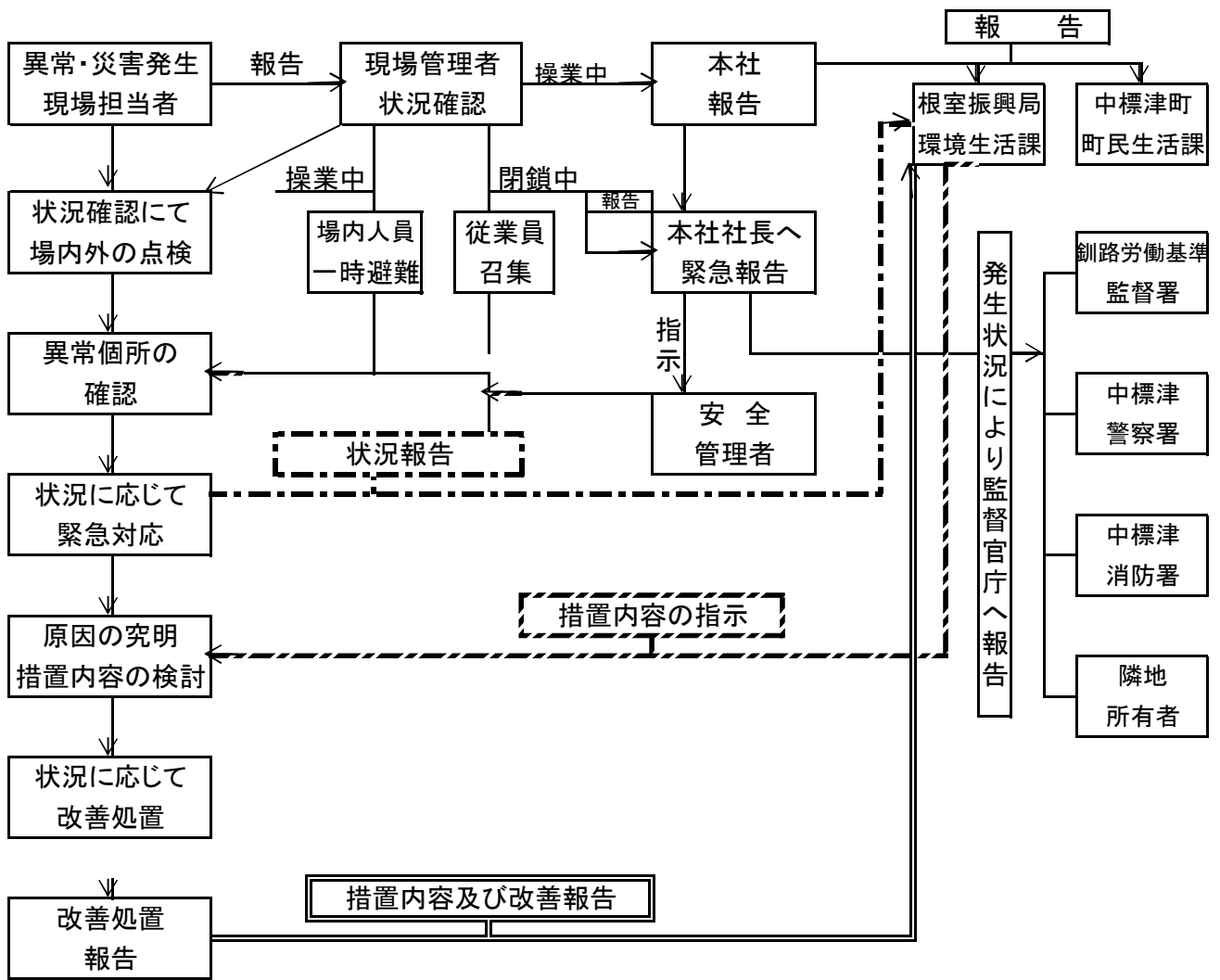
災害防止計画については、操業時の維持管理にて対策を講じているが、異常気象等により災害の発生等が予測される場合その災害の対応計画を具体的マニュアルとして作成する。

- ① 大 雨
 - ・ 常に、気象情報等にて天候状態を確認して状況を把握し台風等の大雨警報・注意報等が発令された場合は速やかに処分場内外の点検を再度実施しその災害に備える。さらに、大雨等の水害が発生した場合には、処分場内外の状況を点検し異常等の発生及び発生の可能性が確認され、廃棄物の流失・堰堤の崩壊の危険がある場合には移動式ポンプ、重機等により緊急的に処分場内の水を排水すると共に操業中であるならば、廃棄物の搬入を中止するまた、危険が解除されるまで災害に対応している従業員、以外は退避させる。
- ② 強 風
 - ・ 常に、気象情報等にて天候状態を確認して状況を把握し台風等の強風警報・注意報等が発令された場合は速やかに処分場内外の点検を再度実施しその災害に備える。さらに、強風等の災害が発生した場合には、処分場内外の状況を点検し異常等の発生及び発生の可能性が確認され、廃棄物の飛散等の危険がある場合には、重機等を使用し嚴重に覆土・転圧し廃棄物の飛散を防ぐ。操業中であるならば、廃棄物の搬入を中止すると共に危険が解除されるまで災害に対応している従業員、以外は退避させる。
- ③ 地 震
 - ・ 地震の予測は、非常に困難であるが、警報等が発令されたら、従業員及び処分場内にて作業している人員を安全な場所へ一時避難させる。地震が発生した場合は、警報等にて安全が確認されるまで、避難を継続する。安全が確認された後に、処分場内の全ての施設の点検を行い、さらには、処分場外の状況についても確認をする操業時に発生した場合は廃棄物の受け入れを中止する。異常が確認された場合は維持管理の手順に基づき点検を行い、さらには、処分場外の状況についても確認をすると共に危険の除去を行い、関係機関に連絡する。
- ④ 落 雷
 - ・ 落雷等の予測がある場合また落雷警報等が発令されたら従業員及び処分場内にて作業している人員を安全な場所一時避難させる。落雷が発生した場合、天候状況、警報等にて安全が確認されるまで、避難を継続する。異常が確認された場合は維持管理の手順に基づき点検を行い、さらには、処分場外の状況についても確認をすると共に危険の除去を行い、関係機関に連絡する。安全が確認されるまで廃棄物の受け入れは中止する。
- ⑤ 火 災
 - ・ 場内は火気厳禁であるが、もしも火災が発生した場合には備え付けの消火器にて、初期消火に消化作業を行うと共に、消防署に通報し関係機関に連絡す安全が確認されるまで廃棄物の受け入れは中止する。消火後、原因を把握し、再発の防止に努める。

- ⑥ ガスの発生
 - ・ 処分場内にて、ガスが発生した場合、覆土等にてガスの吹き出しを遮断し速やかにその原因の調査する。
 - ・ 作業中の場合は廃棄物の受け入れを中止し、関係者以外の立ち入りを禁じると共に関係機関に連絡する。
 - ・ 関係機関の指示に従い、原因が確認されたのちに除去等の措置を講じる。

- ⑦ その他
 - ・ 上記及びその外の災害等に異常事態が発生又は発生の可能性が確認された場合は、関係機関に速やかに報告する。
 - ・ 災害時の緊急連絡体制を下記に示す。

災害発生時の連絡手順



根室振興局 環境生活課 TEL 0153-23-6820

釧路労働基準監督署 TEL 0154-42-9711

中標津町役場 TEL 0153-73-3331

中標津警察署 TEL 0153-72-0110

中標津消防署 TEL 0153-72-2181

道北解体(有)本社 TEL 0153-72-3588

5 埋立終了後の維持管理計画

埋立終了後、閉鎖期間の3年間については処分場跡地について、週 1回の施設内外の点検を実施する。

閉鎖期間の3年間が過ぎた時点で跡地は資材置場として使用する。

- ① 最終覆土
 - ・ 悪臭の発生・火災の発生及び衛生害虫・ネズミ等の発生を防ぐために、廃棄物埋め立て終了後さらに最終覆土を1mとして実施する。
- ② 調整池・排水工
 - ・ 閉鎖時に当該処分場の雨水の処理施設として、調整池及び側溝(素掘)を設置し、雨水の水処理を行う。
又。調整池、側溝の排砂・排土は点検時に確認し、必要と認められる場合は人力・機会等にて随時実施する。
- ③ 法面保護工
 - ・ 閉鎖時に、必要な法面を法面保護工事(種子吹付)にて行う。
点検時の崩壊等の異常が確認された場合はその都度補修する。
- ④ 植栽工
 - ・ 閉鎖後、処分場跡地は資材置場として、使用することから植栽については、跡地周囲部分に植栽する。
点検時の崩壊等の異常が確認された場合はその都度補修する。
- ⑤ 地下水・浸透水のモニタリング
 - ・ 閉鎖後、浸透水については浸透水採取施設より、浸透水を採取し水質検査を行う。
検査頻度はBOD(生物化学的酸素要求量)
BOD 年 4回 実施
地下水等検査項目
23項目については年 1回 実施
基準値については BOD 20mg / L 以下
23項目 別紙参照
閉鎖後、地下水については
地下水採取施設(施設の上流・下流)より、地下水を採取し、水質検査を行う。
検査頻度は
地下水等検査項目
23項目については年 1回 実施
基準値については 別紙参照
- ⑥ 排出ガスの測定
 - ・ 閉鎖時に、ガスの発生の確認のために、処分場内4か所に測定箇所を設置し年2回排出ガスの測定を行
測定箇所には有孔管を埋設し地中温度の計測も行
測定項目はガス温度・流量・ガス組成とす
- ⑦ 点検・管理
 - ・ 閉鎖後は施設内外の点検については、操業時維持管理マニュアルに基づき実施、点検しその記録を各記録票に記録する。